

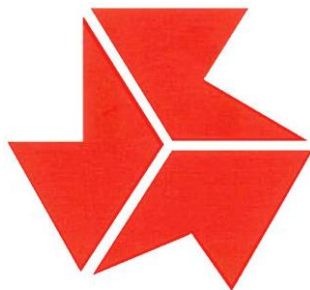
広島県高等学校体育連盟主催大会（地区大会も含む）

新型コロナウイルス感染拡大予防

ガイドライン

（令和3年2月19日一部改訂）

- 改訂内容：○2大会実施時の感染防止策について
 (4)安全な活動環境等の確保の内容を追加（P5）
- 【別紙3】来場者体調記録用紙一部変更（P29）
 - 【別紙5】同意書一部変更（P32）
 - 【別紙6】（追加）入場保護者確認表一部変更（P33）



広島県高等学校体育連盟

■ 高体連主催大会（地区大会も含む）開催・継続の基準について

- 1 県内及び開催地域の感染状況等を勘案して、安全な開催ができない場合※は、健康福祉局、教育委員会及び専門家と連携し、大会を中止、縮小等について判断する。
- 2 各競技において、大会前日までに、出場者数が参加申込人数の8割を下回った場合、再度感染予防策等、安全面を確認した上で、主催者は大会継続の可否について、検討する。

※ 安全な開催ができない場合…県（各市町等）の感染状況の段階が上がった場合（ステージ4が目安）や、開催地域等での感染が拡大（会場の所在市町及びその隣接する市町などを想定）している場合、大会中に大会参加者や関係者の感染者が複数確認（クラスターが発生した場合を想定）された場合など

■ 各校の大会参加の基本的な考え方

大会参加の可否は、生徒、教職員を含めた学校や県内や大会開催地域の感染状況等を勘案し、学校長が判断し責任を持つ。その際、感染への不安等で参加を見送る生徒及び保護者の意思が尊重されること。

- 1 本人・保護者が大会要項やガイドライン等を確認し、同意の上、大会に参加する。当日体調不良(※1)があった場合は参加できない。また、PCR検査を受ける予定、又はPCR検査を受けた者は、結果が判明するまでは、大会に参加できない。
(※1) 体調不良…検温の結果37.5℃以上の場合、体調が良くない場合（発熱、咳・咽頭痛、味覚・臭覚障害などの症状がある場合）は大会会場への来場を自粛する。

- 2 感染者及び濃厚接触者の生徒及び顧問等は、療養及び自宅待機等の期間(※2)後、更にその日数分を安全な大会参加に向けた回復(練習)期間として充て、その間は大会に参加できない。ただし、顧問等の回復期間については、その限りではない。

(※2) 療養及び自宅待機等の期間…保健所等の指示に従い行動すること。なお、今後、知見の集積により逐次見直しがあることに御留意ください。

- ・濃厚接触者は感染者と最後に接触した日から2週間自宅待機の健康観察期間とする。ただし、回復(練習)期間については、判定を受けた次の日からの日数分を充てる。
- ・感染者については、有症状者は発症後、無症状者は検体採取後から10日間(有症状者は、かつ症状軽快から3日経過が要)を療養期間とする。また、回復期間については、その同日数分を充てる。ただし、PCR検査2回連続陰性確認で退院可とする基準より療養期間が短縮される場合もある。

(例) 濃厚接触者の場合、感染者との最後の接触から5日目に濃厚接触の判定を受けた時、残り9日間の自宅待機が必要となり、更に同日数分(9日間)の回復期間後に大会参加を可とする。
(例) 感染者の場合、症状軽快後にPCR検査2回陰性となった日が、発症して8日目だった時は、更に8日間の回復期間後に大会参加を可とする。

- 3 大会参加者及び役員等は、大会2週間前から大会当日まで体調の記録を行い、県高等学校体育連盟に提出することとし、大会終了後2週間以内に感染の可能性が認められた場合は、速やかに県高等学校体育連盟に報告すること。

(参考)

●8/21版から12/3に一部改訂

感染状況の判断指標を広島県の警戒レベルから政府の分科会のものに移行したため

●現状の判断に用いる指標の6項目

- ・病床のひっ迫具合
(病床全体・うち重症者用病床)
- ・10万人あたりの療養者数
- ・PCR陽性率
- ・10万人あたりの新規報告数
- ・直近一週間と先週一週間の比較
- ・感染経路不明割合

●ステージ4（要請内容一部抜粋）

- ・外出の自粛 ・学校の休校検討
- ・県境を越えた移動の自粛
- ・集会の人数制限 ・イベント開催自粛

政府の分科会がまとめた感染状況の指標							
ステージ1 感染者の 散発的発生	ステージ2 感染者の 漸増	ステージ3 感染者の 急増	ステージ4 爆発的な 感染拡大				
医療提供体制等の負荷		監視体制	感染の状況				
病床のひっ迫具合		PCR 陽性率	10万人 あたり 新規報告数	直近一週間 と先週一週 間の比較	感染経路 不明割合		
病床全体	うち重症 者用病床					10万人 あたり 療養者数	
ステージ3 の指標	最大確保病床の占 有率が20%以上、 または現時点の確 保病床数の占有率 が25%以上	15人以上	10%	15人以上 (1週間)	直近一週間 が先週一週 間より多い	50%	
ステージ4 の指標	最大確保病床の占 有率が50%以上	25人以上		25人以上 (1週間)			

生徒・保護者の皆様へ

大会出場校・出場生徒等の大会参加における確認事項

1 健康管理・行動把握について

- (1) 試合予定日の2週間前からの健康管理、行動履歴の記録を徹底してください。感染の発症や疑いが生じたり、濃厚接触者の対象となったりした場合、これらをもとに感染防止に向けた対応をお願いすることがあります。
- (2) 「体調を偽って報告」、「感染に関する情報を隠す」等が絶対にならないよう、自身の体調について素直に申し出るよう適正な対応をしてください。後に感染や感染疑いが発覚することによる大会の中断や中止等、多くの方に多大な迷惑をかける結果にもなりかねません。

2 大会参加の可否等に起因する誹謗・中傷、強要・いじめ等の根絶について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した人への誹謗中傷や不当な差別、偏見、いじめ等は決して許されるものではありません。こうしたことが行われると、感染を疑われる症状が出て、差別をおそれ受診をためらうことにつながり、結果的に感染が拡大するという負の連鎖も引き起こしかねません。
- (2) 本大会は、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じた上での開催となりますが、生徒が参加を判断する際には、高齢者や基礎疾患のある方と同居している等、各家庭によって考慮すべき事情があることを考えた行動を取ることが大切です。
そのため、大会参加については、あくまで本人・保護者の意思が最大限尊重されることが重要です。本人の意思に反して参加を強要されたり、不参加が原因でいじめが生じたりすることは絶対にあってはなりません。
- (3) 十分な感染予防をしても感染したり濃厚接触者になったりすることで、当該部が大会に参加できなくなることも考えられます。感染のリスクは誰にでもあるものです。その生徒に対する誹謗・中傷が起きることがないように、一人ひとりがお互いを思いやる気持ちをもって冷静に行動することが重要です。
- (4) 当該部のみならず大会役員・関係者等の感染が広がる恐れが生じた場合、大会中止の判断をします。この場合、当該感染者の責任は一切無いことをご理解ください。

広島県高等学校体育連盟主催大会（県大会・地区大会） 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「学校の新しい生活様式」（文部科学省）、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）及び日本高等学校野球連盟が作成した「新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン」等を踏まえて、現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。

今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により逐次見直すことがあり得ることに御留意ください。

1 大会実施に当たっての基本的考え方について

大会の実施に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（文部科学省）及び令和 2 年 5 月 22 日教育長通知「県立学校における学校再開について」を踏まえ、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）、「スポーツイベント再開に向けた感染予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）、「都道府県独自の試合・大会新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」（公益財団法人日本高等学校野球連盟）、及び各中央競技団体によるガイドライン等を参考に、「広島県新型コロナウイルス感染症対策専門員会議」の助言を得て、次の大会実施に当たっての基本的な考え方に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じることとする。

【大会実施に当たっての基本的な考え方】

- (1) 感染源を絶つ
- (2) 感染防止の 3 つの基本
○ 身体的距離の確保 ○ マスクの着用 ○ 手洗いの徹底
- (3) 3 つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場所）の回避
- (4) 安全な活動環境等の確保

2 大会実施時の感染防止策について

(1) 感染源を絶つ

- 主催者は、生徒や引率者及び役員・関係者等が検温の結果 37.5℃以上の場合、体調が良くない場合（発熱、咳・咽頭痛、味覚・臭覚障害などの症状がある場合）は、大会に参加させないことを徹底する。
- 引率者等は、集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食時、解散時等、こまめに、生徒の体調不良の有無を確認する声かけを行うなど、集合時から解散時まで生徒の健康観察を徹底する。
- 主催者及び引率者等は、大会中に、生徒等の体調不良を確認した場合、大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該生徒の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。

(2) 感染防止の 3 つの基本

ア 身体的距離の確保

- 開会式等は実施しない。また、抽選会は、必要最小限の人数によって代理抽選とする。
- 主催者は、引率者会議等を実施する場合、人と人との間隔が、できるだけ 2 メートル（最低 1 メートル）空くよう、椅子の配置を広くするなどの工夫をする。

- 引率者等は、集合時、待機中、休憩中及び食事中などにおいて、生徒同士の間隔が、できるだけ2メートル（最低1メートル）空くように指導する。
- 主催者、指導者等は、対戦相手や審判等との握手、仲間と手をつないだり肩を組んだりして行う円陣、ハイタッチなどの実施を制限する。

イ マスクの着用

- 主催者は、生徒、引率者等及び大会関係者に、マスク等を準備させ、大会中は、競技等実施時及び食事中等を除いて、基本的にマスク等を着用し、咳エチケットを徹底するよう指示をする。ただし、活動中や気候の状況等より、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう生徒に指導する。
- マスク等を着用して運動を行う場合には、同じ運動であっても、体へ高い負荷がかかり、低酸素症や熱中症などのリスクが高まるため、主催者や引率者等は、会場の気温や湿度に注意しながら、生徒の健康観察を行うとともに、こまめに給水をさせる。その際、給水用のコップ等を共用させない。

ウ 手洗い等の徹底

- 主催者は、生徒、引率者等及び大会関係者が、こまめに手洗いを行えるよう、利用する施設と連携し、手洗い場に十分な量の石けん等を設置するとともに、場内アナウンス等で、生徒や引率者等に手洗いを促す。
- 主催者は、集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食前後、解散時等、こまめに、流水と石けんを手洗いを行うよう、生徒に丁寧な手洗いを促す。

(3) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場所）の回避

- 原則、無観客試合とするが、一定の条件を満たした競技会場において、保護者等が入場できることとする（競技専門部ごとに別途示す）。なお、試合会場への入場は、出場選手として登録された生徒、引率者及び大会関係者のみとし、出場選手として登録されていない部員やマネージャーの入場については、利用する会場や施設の状況、各専門部の加盟生徒数等を考慮し各競技専門部が判断する。
- 主催者は、試合会場を複数設けるなどし、生徒、引率者等の会場への移動が短縮できるよう工夫する。
- チームでまとまって会場へ移動する場合、引率者等は、バス等の車内が、密閉空間にならないよう、運転手と連携し定期的に換気をしたり、1台に乗車する人数を減らしたりするなどの工夫をする。
- 主催者は、更衣室で生徒が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。また、更衣室内に生徒同士の間隔ができるだけ2メートル（最低1メートル）空くよう目印テープを貼付するとともに、更衣室の換気扇を常時運転したり、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。
- 主催者は、屋内で実施する競技において、会場内で人が密集しないよう、一度に会場に入れる人数や学校数等を制限するなどの工夫をする。
- 主催者は、屋内で実施する競技において、定期的に会場のドアや窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うなどの工夫をする。その際、試合会場の窓等の開閉が困難な場合は、利用する施設と連携し、換気施設を適切に運転する。この場合においても、定期的に会場の入口等を開け換気を行うなどの工夫をする。
- 主催者及び引率者等は、試合会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ2メートル（最低1メートル）空くよう、生徒同士の間隔を取らせ、対面をさけ、会話は控えるよう指導する。

(4) 安全な活動環境等の確保

- 主催者は、各校の生徒及び引率者等の2週間分の体調を記録した体調記録表（別紙1）の記録を求め、健康管理を徹底する。
- 主催者は、大会当日受付時等に、学校同行者体調記録表（別紙2）の提出を求め、生徒や引率者等の体調を確認するとともに、大会中、生徒や引率者等に体調不良がある場合は、大会本部に申し出るよう場内アナウンス等で確認を促す。
- 主催者は、学校同行者体調記録表（別紙2）に記載された者以外の来場者に対し、来場者体調記録用紙（別紙3）で、次の内容について確認する。

氏名・年齢・住所・連絡先（電話番号）・検温した体温・来場前2週間におけるア：平熱を越える発熱，イ：咳や喉の痛みなど風邪の症状，ウ：だるさ（倦怠感），息苦しさ（呼吸困難），エ：味覚や嗅覚の異常，オ：過去14日以内に政府から入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国や地域などへの渡航歴及び当該在住者との濃厚接触の有無の確認と，来場後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は，主催者に対して速やかに報告すること。

- 試合に関わる全ての者（大会役員，審判，指導者，部員）は，試合が開始される2週間前からの行動を，行動履歴書（別紙4）に記録する。
- 主催者は，参加校に対し大会の主旨，感染拡大予防ガイドラインを周知徹底する。顧問等は，大会に参加する生徒及び保護者に対し，参加に当たっての注意事項等を事前に説明し，同意書（別紙5）を提出させる。その際，大会申込期日までに定期健康診断の実施が行われていない学校の生徒については，各自で健康診断を受診するなど保護者の責任のもと健康上問題がないことを確認したうえで参加させる。
- 社会体育施設を利用して大会を実施する場合は，「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）に則り運営する施設を選定し，感染拡大予防対策について，事前に施設と打合せを行う。また，学校施設を利用して大会を実施する場合は，令和2年5月22日付け教育長通知「県立学校における学校再開について」等に基づき，感染拡大予防対策について，事前に，会場となる学校の教職員と打合せを行う。
- 主催者及び引率者等は，別紙「代替大会実施時の感染防止対策チェックリスト」例を参考に，各部活動の実態や各競技特性に応じた，適切な感染防止策を講じる。

○[R3.2.19 新規]

各競技専門部は，大会参加者等（部員，顧問等，保護者）から，出場申込書の提出等により，以下の承諾を得た上で，大会を実施する。

- ・ 大会参加者等は，大会関係者に新型コロナウイルス陽性者が発生した場合，「広島積極ガード宣言」に示された，積極的疫学調査に協力すること。
- ・ 大会参加者等（部員，顧問等，保護者）は，大会期間中及び大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス陽性者となった場合，学校長を通して速やかに県高体連事務局に報告する。

また，県高体連事務局は，会場等で同一空間に居た者の在籍する学校長に対し，陽性者が発生したことについて情報提供を行う。

3 各競技特性に応じた感染防止策

<17 バドミントン>

- 試合中の選手は十分な距離を確保しながらマスクを外してプレーを行うが、試合以外の場面では必ずマスクを着用する。
- 観覧席へ座る際は、前後左右で連続しないように間隔を開けて着席する。
- 開会式・閉会式および表彰式は行わず、放送によって諸注意のみを行う。
- 朝の公式練習や試合の順番については全て放送で指示をするので、放送があるまで観覧席で待機をし、フロア出入口で待機をしない。
- 競技フロアへの出入りの度に、出入口で必ず手指の消毒を行う。
- 消毒液は本部で準備するが、各校の参加者もできるだけ消毒液を持参する。
- 1時間おきに出入口、階段、トイレなどを中心に館内の消毒を行う。
- 審判台は使用しない。線審にはイスを用意するが、試合の度に消毒を行う。
- 審判用紙への勝者サインは行わない。
- ダブルスのペアでの話は、対面せずに同じ方向を向いて行う。
- 試合の勝者は手指の消毒後、コートおよびコート周辺のコップ掛けを行う。
- 試合の敗者は手指の消毒後、本部で審判用紙等を受け取り、次の試合の審判を行う。
- 個人の試合に用いる道具（ラケット・シューズ・ウェア等）の貸し借りは禁止とし、本人以外の者が触れることがないようにする。
- インターバル中の選手へのアドバイスは、選手と対面せず、距離をとって行うこと。
- 氷嚢や飲料は、選手が自分で用意しておき、自分で使用する。チームメイトおよび顧問、コーチが届けることや、氷嚢を首に当てる行為は行わない。
- 声を出しての応援は禁止する。他校の使用している席やその付近で応援をしない。